

## 入 札 条 件

本工事は、最低制限価格を設定しています。  
最低制限価格（税抜）は、次のように設定する。

予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、アからエまでに掲げる額の合計額とする。ただし、10分の7に満たない場合にあっては、10分の7とする。

- ア 直接工事費の額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- エ 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額

※最低制限価格（税抜）の算定において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。